

戦後浮浪児問題への心理学的技法の導入

——大阪市の浮浪児調査と梅田厚生館の鑑別の事例に着目して——

堀 元 樹

(立命館大学大学院先端総合学術研究科一貫制博士課程)

戦後の児童保護対策によって、大都市における浮浪児は一時保護された後、鑑別が行われ施設に送致された。こうして浮浪児問題の収束が図られたが、本論文の目的はその過程における鑑別の役割に着目して、戦後の児童保護事業と心理学の接合を明らかにすることである。その際、1947年の児童福祉法制定以前の、大阪市の浮浪児保護対策に着目する。浮浪児調査によると、浮浪児の犯罪や逃亡といった行動は、「異常児」の特徴と類似する点があった。知能指数が低く、家庭環境に問題があり、少年犯罪に陥りやすいことである。また、浮浪児を「家出児」の一種と捉えると、浮浪児の逃亡を性格の異常によるものと考えることができ、道徳的な問題に位置づけることができる。五十嵐は、大阪市立梅田厚生館で、浮浪児の世話をを行うなかで、専門家による鑑別を実施し適切な施設に浮浪児を送致した。戦後の浮浪児問題で使われた鑑別という手法が、浮浪児問題と重なる「異常児」問題の扱いを通して、浮浪児の中に性格異常を見出したのである。

キーワード：浮浪児，梅田厚生館，異常児

立命館人間科学研究, No.40, 45-57, 2019.

I はじめに

我が国の児童福祉史において、終戦から戦後混乱期（1950年まで）の期間は、社会事業において問題とされる児童保護を把握する上で、研究上重要な課題である。歴史研究は、その把握の経緯をたどることにより、この課題に寄与することが可能である。

戦後の社会事業の一つである児童保護対策は、大都市における浮浪児を一時保護した後、鑑別を行い適切な施設に送致することで、浮浪児をめぐる保護問題の解決を図った。本稿では、その過程における鑑別の役割に着目して、児童保護事業と心理学の接合という領域で検討する。

戦後の緊急対策の社会福祉の一つに、浮浪児・者の保護収容がある。戦後直後、日本国内では

約12万3千人（1948年2月1日現在「厚生省児童局企画課調べ」¹⁾）が孤児となっていたことが知られている。しかも、孤児のうち、浮浪児・者の数が増加傾向にあった。1945年から1947年まで、浮浪児・者は、民間および社会事業関係者、警察官によって保護および収容が推し進められた（逸見1994）。警察官や社会事業関係者によって保護された浮浪児・者は、まず、一時保護所に収容され、そこで、収容施設へ送致するか否かを判断され、必要であれば収容施設へ送致され、適切な教育が施された。

1) 敗戦時の厚生省児童局企画調べ「全国孤児一斉調査結果」によると、1948年2月1日現在、戦災孤児2万824人（うち4055人は施設収容）、引揚孤児1万1351人（うち1140人は施設収容）、一般孤児8万1266人（うち5508人は施設収容）、棄迷児2647人（うち1501人は施設収容）で総数12万3511人。このうち保護された孤児は、親戚で養育が10万7108人、施設に収容が1万2202人、保護者なく独立4201人。

戦災大都市の一つである大阪市²⁾では、敗戦後、「智能の発達程度を厳密に診断し、大阪市現時の浮浪児の智能が、如何なる特質を有するか、其の基本的、標本的の研究をなし、これに依つて、この種浮浪児の保護対策の資料を得んとする」(大阪市社会部 1946b:5)として、浮浪児の実態調査を行い、収容先の判断材料の一つとしていた。なかでも、梅田厚生館等の一時保護収容所では、心理学の専門家が浮浪児を鑑別し、この鑑別をもとに、収容保護委員会で収容先を決定していたのである。

1947年の児童福祉法によって、各都道府県に児童相談所が設置され、児童相談所の役割の一つである「児童保護」の対象がそれ以前とは異なったものとなっていく。本稿では、児童福祉法制定以前の時期に焦点を当てる。

II 先行研究の検討

1 先行研究

これまで浮浪児の捉え方への心理学の影響について、浮浪児対策と心理学という関係で述べられた研究はあまり多くない。

占領初期の児童福祉政策を研究した岩永(2002)は、浮浪児問題は「全国的な問題というよりも一部の地域に限定された問題であった」(岩永 2002:2)と指摘し、東京や大阪など主要都市を中心に確認された浮浪児問題は、国家の政策課題とは認識されていなかった。児童局設置に尽力したPHW(公衆衛生福祉局、福祉政策を担当したGHQの部局)は「日本人が児童問題に関心が低」(岩永 2002:7)いとして、児童福祉政策の理念に「対象児童の一般化」と「関係機関の連携」を掲げた。

国や地方自治体の浮浪児対策の歴史研究を

2) 全国孤児一斉調査結果によると、大阪市の戦災孤児数(1140人)は、原子爆弾の犠牲者が多かった広島と長崎を除くと、東京(2010人)、兵庫(1453人)の次である。

行った逸見(1994)は、敗戦間際の戦災孤児の保護対策は政府主導で進められたものとは言い難かったとしている。戦後直後、国によって戦災孤児の保護が明示される一方で、東京都の上野駅周辺の強制収容など、浮浪者の「狩込み」と称される保護政策が行われていた(逸見 1994)。この「浮浪者に子供が含まれていたことは想像に難しくない」(逸見 1994:108)と述べる。1946年9月30日、内務省が「少年に対する防犯機構の整備について」を通知し、当時の少年犯罪の取締りを強化した。「浮浪児・戦災孤児対策は犯罪取締りとほとんど同義」(逸見 1994:109)となり、浮浪児をめぐる保護問題は非行や犯罪等の少年の不良化問題に回収されたことを指摘した。

北河(2006)は大阪市社会部の「浮浪児調査報告」を取り上げ、孤児・浮浪児の実態を検討している。大阪市社会部の調査報告から「引き取り手のなかった孤児は、放置されて浮浪児となった」(北河 2006:36)ことを指摘する。浮浪児対策の当初から、「浮浪児は不良児として扱われてきたが、この時期(1949年4月28日『青少年指導および不良化防止対策基本要綱』閣議決定)にはもはや孤児・浮浪児問題が焦点ではなく、青少年の不良化・犯罪防止対策こそが緊急課題になった」(北河 2006:39)としている。

小泉(2016)は、戦後についてはあまり触れていないが、明治から昭和期(20年代まで)の育児院の子どもたちの修業と退院後の修業先などを児童原簿から分析している。退院後の子どもは「院内だけではなく、院外の里親修業先の人々との関係も合わせて在院期間中の信頼関係が何らかの影響を与え、自立につながっている」(小泉 2016:144)。しかし、修業先で職員との信頼関係が築けず「修業内容などに問題がみられ、自立につながらない」(小泉 2016:144)ケースがあることや、家出や行方不明に至ることもあったことを指摘する。

浮浪児を保護しても逃亡することに関して、山口（1985）は、「48年頃からは、逃亡時の不良化傾向と、他の入所児への影響の問題として、とらえられるようになり、その対策が、施設の重要な課題」（山口 1985:247）となったと述べる。特に、逃亡理由が「施設の不備、食糧事情の問題のためという、敗戦直後頃からの把握から、次第に、施設の生活になじめない本人自身に起因する問題という把握へ変化する」（山口 1985:24）ことを指摘する。

また、浮浪児をめぐる保護問題は犯罪問題や非行問題として扱われるのと同時に、浮浪児の知能が問題化されていく。土屋（2014）は、大阪市を例にとり、浮浪児や孤児・捨児等の児童に対する知能検査が、「それぞれが個々の児童の保護を企図するものであったのと同時に、浮浪化し不良化する児童から社会を防衛するという治安維持的な要素を含むかたちでなされた」（土屋 2014:89）と述べる。収容施設に送致する以前の媒介機関としての一時保護所や児童鑑別所は、浮浪児の社会調査や児童精神医学上の調査の大部分を行い、こうした媒介機関は児童保護という機能をもつと同時に「敗戦後の『家庭のない児童』をめぐる調査情報の産出場所」（土屋 2014:99）となり、児童福祉法制定による児童相談所へと引き継がれる。

このように、戦災による浮浪児をめぐる保護問題は、浮浪児を犯罪予備軍とみなし、非行問題の対象として扱い、その解決のための保護対策が立てられた。一時保護所などの媒介機関で、浮浪児に心理学的な検査を施すと、本人の性格が問題であることが分かった。土屋（2014）は、媒介機関で行われる鑑別により知能の低い集団を記述する過程で、浮浪児だけではなく下層社会の人たちの存在を浮かび上がらし、戦後の児童問題を構築したと論じる。しかし、戦争という異常な状況による影響は限定的でしかない。なぜなら、戦前のおおしは保護対策が盛んであっ

たように、戦前の児童問題が戦後の浮浪児をめぐる保護問題と密接な関係をもっていると考えられるからである。そこで、本稿では、敗戦後、大阪市における一時保護所（後の梅田厚生館）での鑑別の記録や一時保護所から多く児童が送致された弘済院の記録³⁾をもとに、浮浪児の捉え方に心理学がどのように関わっていたかを検討する。そのために、大阪空襲後から児童福祉法制定までの大阪市の浮浪児保護対策に焦点を当てる。

2 敗戦間際から終戦直後の浮浪児対策の概要

敗戦間際の1945年6月28日、厚生省・戦災援護会は「戦災遺児援護対策懇談会」を開催し「対策要綱案」を作成した。終戦を迎え、1945年9月15日、文部省は「戦災孤児等集団寄宿教育ニ関スル件⁴⁾」（文部省国民学校局長、地方長官宛）、1946年4月15日に厚生省が社会局長宛に「浮浪児その他の児童保護等の応急措置実施に関する件⁵⁾」を通知し、浮浪児の発見および保護、児童保護相談所の設置を推し進めた。1946年9月19日に厚生省は各地方（東京、神奈川、愛知、

3) 梅田厚生館の浮浪児浮浪者調査表（1945年11月1日～1947年6月15日）をみると弘済院への送致累計は2220名（15歳以上が1962名、8～14歳が125名、7歳以下が133名）、同長柄分院へは804名（15歳以上が632名、8～14歳が110名、7歳以下が62名）と記されている（五十嵐 1950）。

4) 対象児童は、(イ) 集団疎開学童にして戦災孤児となった者、(ロ) 引揚げ困難な者、(ハ) 身体虚弱その他の事由により本施設に於いて教育するのが適当と認められる者を第一とするが、その範囲を次第に拡大させて、将来的には集団疎開学童ではないが、似たような状況にある国民学校（高等科を含む）児童も加えることとする。

5) 「発見に於いて浮浪者の送致を受けた一時保護所に於いては、検疫、防疫（DDT散布等）、医療、衛生（入浴、理髪等）、処置をすると共に、衣服の給与及び求職をなした上、身上調査及び生活相談」を行うことが記された。成年者は個人の状況に適應する施設（浮浪者保護収容所、養老院、母子寮、病院等）に収容し、幼少年は児童鑑別所に送られ、ここで「児童の性格、心理、知能、健康等綿密な調査を行い、その特性に適應する施設（児童保護収容所、少年教護院、育兒院、私人、病院等）に収容又は委託する」ことが明記されている。

京都、大阪、兵庫)長官宛に「主要地方浮浪児等保護要綱」を通知し、浮浪児・者の保護の具体的要領を示し、児童鑑別所、一時保護所、児童収容保護所の設置を義務づけた。この通知によって、保護された浮浪児は性格、心理、健康等の検査を行い、適切な施設へ移送することが明記された。

こうした国の保護対策の効果を調査すべく、1947年12月6日厚生省は各都道府県知事宛に「全国孤児一斉調査に関する件」を出し、1948年2月1日に「全国孤児一斉調査」を実施した。1948年9月7日に「浮浪児根絶緊急対策要綱⁶⁾」を閣議決定し、浮浪児と浮浪児を利用している者との関係の断絶と、浮浪児への同情のまなごしを脱することを一般社会人に認識させることの必要性を説いた。同年11月5日に「浮浪児根絶緊急対策要綱の実施について」を出し、警察とともに取り組むことを推し進めた。このようにして、国による緊急対策に掲げられた浮浪児をめぐる保護問題の解決には、浮浪児を強制収容し犯罪防止対策が警察とともに進められた。しかし、依然として浮浪児の数は減少しなかった。

Ⅲ 大阪市における一時保護対策

1 罹災者救援としての戦時相談所と五十嵐兼次

大阪市は1945年1月3日に夜間空襲、3月13日の大空襲で市域の3分の1を焦土と化し、大きな被害を受けた。翌14日には大阪駅と天王寺駅に戦時相談所(終戦~1946年2月まで天王寺のみ一時閉鎖)を開設し、罹災者・疎開者・孤児・浮浪児などの世話をを行った。この相談所では、

6) 第一に「浮浪児の背後にあってこれを利用している者を嚴重に取締り、これらの者と浮浪児との因縁関係を切断すること」、第二に「浮浪児を根絶できない大なる理由は、人々が浮浪児に対して安価な同情により又は自己の一時的便宜によって彼等の浮浪生活を可能ならしめていることにある」ことを、一般社会人に認識させること等が挙げられている。

戦後開催された10月の市会臨時会⁷⁾で述べられているように、戦災者の各種相談および罹災者証明書の発行を行っていた。林(1991)によると、「焼け野原となった大阪で、浮浪児は、浮浪者と共に大阪駅構内及び周辺のガード下や地下道、天王寺公園等にたむろし、ボロをまとい食を求めてさまよっていた」(林1991:214)とし、浮浪児は浮浪者と同一の場所に集まっていた。戦時相談所がある大阪駅周辺には、多くの浮浪児・者が集まり、そのなかには病人や死亡者も続出する状況にあった⁸⁾。大阪駅は、罹災者の他、田舎に疎開する人たちであふれ、混乱状態にあった。このとき世話にあたったのは、専門家ではなく市の職員等であった。このように、浮浪児・浮浪者が混在するなか、収容ではなく相談(罹災者証明の発行を含む)の機能をもつ戦時相談所が設けられたのである。

こうした状況下、大阪駅で避難者の誘導などの事業に関わったのが五十嵐兼次である。当時の大阪市民政局長である和爾俊二郎は「戦争に依る特殊事情にもとづいて起った此の浮浪者、浮浪児問題の困難性は、いくら収容しても収容しきれない浮浪者の存在と、収容施設の能力に限度がある点である。此の困難な問題に対して真正面からつき進んでいったのが、(中略)五十嵐兼次である。」(五十嵐1950:序)と、彼の功績を評価する。

7) 1945年2月の市会通常会が終了してから、9月に市会臨時会が開かれるまで、6ヶ月の間市会は開会されることはなかった(大阪市事務局1982:367)。10月の市会臨時会で、応急復興予算案の計上の提案理由を、当時の中井光次市長が次のように述べる。「戦争中二本市ノ蒙リマシタ被害ノ状況、之ニ対スル本市の応急救援並応急復旧ニ関スル措置ノ概要ヲ申述ベマシテ御参考ニ供シタイト存ジマス。(中略)戦災者ノ身上其他各種相談ニ応ズルト共ニ罹災者証明書ヲ発行致シタメニ市区役所、各収容所並ビニ、電鉄駅ニ罹災者相談所ヲ開設シ、ソレゾレ市ノ職員ヲシテ相談ニ当タラシメマシタ」(大阪市事務局編1982:369)。

8) 大阪駅周辺尸体処理件数(大阪市民生局:292)は、1945年8月は46件であったものが、9月に100件と急増し、その後10月64件、11月58件、12月53件、昭和21年になるとまた増加している。

2 大阪市立市民案内所の設立

8月15日、終戦を迎えた。大阪市の敗戦時の人口は約105万人であり、壕舎生活者は約35万人とされている。この日、戦時相談所は市民案内所に改称され、五十嵐は駅に集まる罹災者の世話をすることになった。9月18日には、枕崎台風が襲来し、この風水害により被災人口が16万人にのぼり、市民案内所は「衣・食・住の悪条件のため、罹災者から浮浪者に堕ちる人、復員又は引揚げの方々で、身寄りの無くなって居る人、孤児となった可哀想な子供達」（五十嵐 1950: 著者のことば）まで、事業の対象の幅を広げていくこととなった。10月末に五十嵐は、大阪駅周辺をはじめ、「各所に集る浮浪者、浮浪児の状態をつぶさに報告、此の人達のお世話を当初に引き受けたい旨」（五十嵐 1950: 著者のことば）を当時の中井大阪市長や中馬社会部長に申し出て、11月1日より浮浪者、浮浪児、浮浪母子、行路病人、死亡人の収容保護を担うこととなった。

戦後1年間は毎日2～3人の死体が大阪駅周辺にみられた。五十嵐は浮浪児・者が大都市に集中する実態について、「大都市に行けばどうにかなるだろうとのはかない夢を抱いて、北は北海道、南は九州のはてから、大阪へ集って来る人は相当の数に上った」（五十嵐 1950: 著者のことば）と述べ、罹災者をはじめ、復員者・外地引揚者・浮浪児等を世話することになった。市民案内所では増加する浮浪児・者の対し、五十嵐他、児童施設の職員も配置され、事業が行われていた。また、増加する復員者・外地引揚者・浮浪児などに対して適切な助言を与え、他機関を紹介し、送り込む役割を担ったのである。

3 一時保護所（のちの梅田厚生館）の設立

大阪市の敗戦間際の浮浪児をめぐる保護問題は、相当数存在する浮浪者の一部の問題であって、戦争によって浮上した特殊な問題として扱われた。1945年12月1日、大阪市は大阪駅構

内高架下に大阪市立一時保護所（1949年7月7日梅田厚生館と改称）を設立した。五十嵐は「大阪市立一時保護所長、兼市民案内所長」となる。大阪市立一時保護所は、「住居若しくは居所なく、本市内において浮浪する者を一時収容保護するところ」（「大阪市立一時保護所規則」⁹⁾）であり、健康診断や知能及び適性検査、身上調査などの調査鑑別、その他就職斡旋や生活指導も行っていった。また、保護期間は入所の日から五日以内と規定された。

設立の背景には、市民案内所に詰めかける浮浪児・者の増加に伴い、大人も子どもも収容できる収容施設完備の保護施設の必要性があった。一時保護所の設立によって、保護の対象の幅を広げ、浮浪児を含む保護を必要とする子ども（要保護児童）、それは「親なき子」という共通点をもった児童の問題も取り扱うこととなった。一時保護所は、こうした浮浪児などの増加に伴い、事業の対象を広げ、大阪駅周辺の浮浪児だけを収容保護する事業ではなくなってきたのである。一時保護所は浮浪児などを収容し、消毒、入浴、食事、睡眠をとらせるだけでなく、鑑別機関の機能を有していた（五十嵐 1986:309）。浮浪児・者を鑑別し適当な施設に送致する役割を持っていた¹⁰⁾。ここには五十嵐の他に教育や精神衛生の専門家が、定期的に収容保護委員会¹¹⁾を開き、

9) 「大阪市立一時保護所規則」（昭和二十一年市規則一一九号）

10) 一時保護所の役割は、(一)健康診断、知能及び適正検査、身上調査、その他保護を行うのに必要な事項を調査、鑑別し登録すること、(二)就職斡旋、(三)生活指導、(四)保護施設への委託、(五)その他保護を行うのに必要な事項。

11) 「大阪市収容保護委員会規定」（昭和22年達42号）が1947年4月1日に定められる。当初の委員会の委員は、救護施設代表が木川田正毅（東光学園）と田尻玄龍（大阪少年保護所）、病院代表が山下昇（弘済院長長柄分院）、知的障害児施設代表が岩崎乾一（桃花塾）、勤労宿泊所代表が吉村敏男（大阪自彊館）、高齢者施設からは岩田克夫（大阪養老院）、精神科医の長坂（大阪大学医学部）、心理学者の橋覚勝（大阪大学文学部）、梅田厚生館の五十嵐兼次であったと記されている（西野 2013:12-13）。

浮浪児・者の送致先¹²⁾を決めていた。一時保護所で行われる鑑別は、浮浪児の特性を記述する手段となったのである。

ここまですべてを整理すると、罹災者救援として始まった大阪市の保護対策は、敗戦間際、浮浪児と浮浪者が混在する状況に対し、罹災者証明の発行や罹災者相談の機能を持つ戦時相談所から始まった。戦後、これまでの罹災者救援のための保護対策では対処しきれない状況下にあった。そこで、増加する浮浪児・者の対策として一時保護所を設立し、対象者に鑑別を施し適当な施設に移送することにより、路上で生活する浮浪児・者数を減少させ、これらの問題を解消しようとした。この中で、大阪市は多岐にわたる対象者を鑑別していくための道具（あるいは手段）を必要とし、このことが後述する心理学の技法が用いられた背景にあった。

Ⅳ 大阪市における浮浪児問題

1 浮浪児と「家出児」

——浮浪児実態調査より——

大阪市では、市民局が1945年10月5日に戦災者の生活実態調査を行い、1946年3月には「生活困窮者緊急援護要領」を定めるなど、戦後の援護対策方針を固めた。戦災の援護対策を推し進めるなかで、戦災者のうち浮浪児への対策が社会事業の大きな役割となったことが以下のように述べられている。

本市に於て浮浪児蟻集現象が世人の注目をひくに至つたのは、終戦後の復員軍人の移動の旺んであつた昨年九月中旬からであつて、大阪駅及天王寺駅前

に於ける復員軍人休憩所は先づ戦災蟻集の中心となり、此処に於ける残飯給興のよいこと、即ち稼ぎやすいことは、必然的に他の浮浪児や食事に悩む一般家庭の子女をも誘引して、忽ちにしてこの休憩所は浮浪児育成の温床たるの観を呈するに至つた。更には終戦と共に駅付近に現出した自由市場の繁栄は、浮浪児育成の第二の温床ともなつて、茲に両駅を中心とする地域は、市内浮浪児の大半を吸収し、浮浪児は更に浮浪児を生み、之が対策はもっとも緊要な問題の一つとなつた（大阪市社会部 1946a:1）。

大阪市における当面の浮浪児保護は収容であるとし、「浮浪児の付て其の智能、性格、家庭環境等に亘り、充分なる解明を加え将来の援護対策を確立する」（大阪市社会部 1946a:2）方針が立てられた。こうした方針により、大阪市社会部は、同年5月21日から29日にかけて、公私社会事業施設13カ所に収容中の浮浪児233名を対象に、浮浪児調査を行った。同調査の実施要項では、「第一の本人身上調」の中に、知能や性格の項目を設けられた。

浮浪直前の住所調べによると、大阪市が多く、北海道などのその他の県出身者も少なからず存在した。このように大阪市以外で発生した浮浪児が、大阪市に流入してきたのである。「漠然と大阪駅にて下車」と回答した者が42名と最も多く、「意識的又は無意識的に本市に誘はれて流入したもの」（大阪市社会部 1946a:14）が理由に挙げられる。浮浪期間については、脱走経験のある者も含み6ヶ月以上の長期浮浪者が最多であることが記されている。

浮浪の原因は、ほとんどの保護者が死亡、行方不明または保護能力の喪失によるもの（120名で47.2%）であり、次いで保護者または依頼先の冷遇によるもの（44名で19.0%）であった。また、保護者とともに浮浪している者も44名（19.0%）と多かった。学業成績、性質、素行及び特長については、ほとんどが学業不良である

12) 『梅田厚生館1収容保護10年のあゆみ』によると、昭和20年11月1日から昭和23年3月までの15歳未満の子どもの送致先で特に多かった施設は、博愛社（429名）、弘済院（407名）、東光学園（260名）である。また、15歳以上では、上記の3施設だけでなく、大阪自強館や浅香山病院や北海道炭礦なども多かったことが分かる。

とし、「浮浪児の家庭環境の劣悪を考慮に入るも尚学業成績より勘案し、浮浪児全般の智能は低位であると断言し得る」（大阪市社会部 1946a:39）とし、浮浪児の知能が極めて低いとした。社会部は「浮浪前の就学時に於て既に過半数の者が性格的に尋常でなかつたと認められるのであつて、この事は前述の智能の程度的事实と共に注目を要する」（大阪市社会部 1946a:42）としている。調査報告書には注意散漫や陰気不従順又は陰気不活発など性質の異常を示す者が52名中30名、放浪性や盗癖など素行の異常を示す者が52名中37名とある。この記載からは、浮浪児を戦後の特別な状況との関わりで把握するだけでなく、「もともと持っている」本人の性格の問題を視野に入れて、当時の社会部は検討していたことがうかがわれる。

大阪市では浮浪児を保護収容し、鑑別によって知能や性格を調査することが推し進められた。調査によると、浮浪児の性質や素行の異常性は、知能が低いこと、家庭環境の劣悪さに起因するものであった。つまり、浮浪児をめぐる保護問題は浮浪前の性格に問題があることが示された。

このような社会部の見方は、当時必ずしも特別なものではない。むしろ、それを支持する心理学者もいた。竹田（1948）は当時浮浪児の原因について、浮浪児が如何に浮浪しているのか、その行動によって何がもたらせるのかを述べている。「浮浪児には空襲で父母を失い、不幸、いずれにしても保護の手も求めることのできなかつた文字通りの戦災孤児が相当ある」（竹田 1948:1）とし、その中には戦災に合う以前から、家庭環境が良くない者も少なからず存在し、「孤児となる前からその性格を好ましくない方向に育成していたと認められるものが多数ある」（竹田 1948:1）としている。戦災孤児の中に存在する、「家出児」を問題視するのである。この「家出児」が竹田の調査では全体の浮浪児の40%以上存在し、浮浪と犯罪を繰り返しているとする。その

中には、「高度の精神薄弱児や肢体不自由のもの」（竹田 1948:1）もいる。竹田（1948）は、浮浪児をただ単に収容するだけでは「逃亡」を招くとし、これを心理学の観点で行動の問題を考える必要があると論じる。

また浮浪児の性格について、その多くは「抑制する意志が薄弱であり、一つの目的を把持してこれを持続しがたい」（竹田 1948:6）とし、「知能が一般に水準以下であるために、直感的・具体的なものは理解できるが、抽象的・迂回的な思考が困難である。生活の水準は低く、欲求する対象を直接的な手段で得て、満足しようとする。そこには原始的な心性が働いていて、文化的な構造が発達していない。」（竹田 1948:6）と述べ、浮浪児の性質や素行の異常性が認められることを指摘する。

このように、竹田の論考に即して考えると、「家出児」が家庭環境に問題があり性格の異常性が認められることと同時に、逃亡を繰り返す浮浪児も戦災前から家庭環境に問題があり性格に異常が認められる状況にあったことになる。浮浪児の逃亡という現象は、「家出児」の起こす問題行動であるので、心理学の技法で分析することが肝要であることになる。次節以降、性格に問題のある浮浪児と「異常児」の共通点をめぐる議論を検討するとともに、梅田厚生館でどのように鑑別が行われていたのかを論じる。

2 浮浪児と「異常児」

社会部の調査では浮浪児の性質の中で、知能検査などが用いられていたが、その結果と関連づけて浮浪児の中に「異常児」が含まれているという主張も行われた。大阪市役所民政局の委員であった河野（1947）は、梅田厚生館の送致先の一つである弘済院の記録から大阪市の浮浪児の実態を述べている。

浮浪児と犯罪について、「一般に浮浪児と言えば、犯罪少年などを連想して、所謂放浪癖の浸

潤せるものを想起されるであらうが、吾人が将来考へて来た浮浪児と名付く可き者の範囲は、浮浪癖のある児童群をのみ指すのではなく、被救護者の状況が浮浪の状態にあった者の総称であるが故に、浮浪児と雖も浮浪癖に至らざる者も相当含まれている」(河野 1947:70)とし、浮浪児が犯罪を含む浮浪癖があるとは限らないと述べる。しかし、河野(1947)は、彼らの生活環境上の問題に起因する少年犯罪や浮浪癖とは関係性があり、つまり家庭環境に起因する浮浪性が少年犯罪などの不良を招くことを指摘した。

また、戦前から戦後の少年少女の家出の研究を行った河野(1947)は、1947年度に行った弘済院の調査をもとに、弘済院収容されている13歳未満の児童577名中、119名が浮浪児であった(男68名、女51名)とし、浮浪児と「異常児」の共通点を検討している。それによると、浮浪児のなかには異常児が含まれ¹³⁾、その特徴について、「身体的欠陥者の多いことと精神的に痴愚、低能、精神薄弱といったやうな性格異常者として(中略)一一九名中、男二四、女二六、計五〇名で約半数を示している」(河野 1947:70)とし、「異常児」の事例を挙げる。収容中、知能の進歩が見られない子や、知能指数45位の「白痴」の男で、家庭環境により父が弘済院に委託した子の例である。河野(1947)は浮浪児の特性について、「先天的に身体機能の欠陥の多いことと、第二に社会的家庭的特殊事情の胚胎せることは共に見逃すことは出来ぬ」(河野 1947:80)とし、「知能欠陥者なるが故に多くの者は浮浪中『罪なき罪』を犯して了ふ場合が多い」(河野, 1947:80)と説明する。また、「浮浪児も浮浪の時間が問題である」(河野 1947:80-81)とし、長期にわたる浮浪生活は、浮浪癖を構成し、その矯正は全く不可能としている。特に浮浪児は感

覚的な刺激に左右されやすく、心理的な影響が大きいとし、浮浪児育成の環境整備の必要性を説く。

さらに、河野(1947)は浮浪児のなかでも戦災浮浪児について、大阪市で行われた調査をもとに、知能、性情、素行に分けて検討している。学校の学業成績(上・中・下に区分)について、浮浪生活前の学校在籍52名中、ほぼ全てが学業不良であるとし、「浮浪児の家庭環境の劣悪と対比して、浮浪児の智能が如何に劣つてゐるかを知り得る」(河野 1947:127)と述べる。浮浪児の知能の低さと、浮浪生活前の家庭環境が良くないことや学業成績が良くないことに関連づけられたのである。このことから大阪市の場合も同様、「浮浪に入る以前に於いて現れていた」(河野 1947:128)素質が、戦争によって浮浪の期を早めたと述べる。また、「尤も精神科学的に綿密な観察の結果、正常児でありながら敗戦と云う餘りにも大きな社会的変化に支配され、異常生活を醸成し異常児と名付くるに至る場合も今後招来し得る」(河野 1947:129-130)とし、浮浪生活をする中で「正常児」が「異常児」になりうる可能性を指摘する。

このように、当時、浮浪児をめぐる保護問題の一つは、知能指数の低さと家庭環境の特殊性であり、浮浪児に含まれる約半数の「異常児」が罪を犯すことになることが論じられていた。浮浪児の知能の低さと不良性が「異常児」のそれに類似していたことが、明らかにされていたのである。まず、浮浪児の特性の一つに、知能が低いことを挙げ、「異常児」の特性にも共通する点であることを示された。知能が低い故に犯罪を招くことが、浮浪児および「異常児」の共通の問題として扱うことが可能になる。こうして、「異常児」に用いる知能検査などの心理学の技法を浮浪児に適用することで、保護を必要とする浮浪児を鑑別しようとしたと言える。その結果、浮浪児の特性が叙述可能となった。次に、

13) 河野は、浮浪児を次のように分類する。①棄児、迷児より浮浪児に転換せるもの、②家庭の不遇より浮浪児となれるもの、③異常児と名付くべきものである。

浮浪児の不良性については、河野（1947）の論が重視されることにより、浮浪前からの家庭環境の劣悪さに起因するものが多いこととされた。浮浪児の中に存在する「異常児」は、家庭環境に問題があり、浮浪によって犯罪などの問題行動（不良性）を起こしやすく、「異常児」と類似した特性をもつ。このように、家庭環境に問題のある浮浪児（浮浪児の中に存在する「異常児」）も「異常児」も、浮浪生活により不良性が認められるとされたのである。さらに、浮浪児の学業成績の低さを心理学的に分析することで、浮浪児問題は戦後の特殊な問題ではなく、浮浪生活に入る以前の「もともとの」本人の性格の問題として取り扱うことが可能になった。

以上述べたことをまとめると、浮浪児と「異常児」の特性を心理学の技法で特徴づけ、浮浪児をめぐる保護問題を、性格の異常の問題として科学的に分析する必要性が説かれたのである。そしてこのことは、戦争という特殊な事情を軽視することにつながるものであった。次項では、当時の大阪市における浮浪児の調査を取り上げ検討する。

3 浮浪児の不良性——浮浪児の知能検査——

社会部の浮浪児調査とは別に、ほぼ同時期に行われた、大阪市の浮浪児の知能検査報告がある。これは、戦前の大阪市児童教育相談所長であった鈴木治太郎によって、大阪市に収容中の浮浪児 233 名のうち 110 名（聖母病院、邦壽會、市立弘濟院に収容されている者それぞれ 30 名、25 名、29 名と右附屬學園に在籍している児童 26 名）に対し、「鈴木治太郎修正ビネー式個別検査法」を用いて行われたものである¹⁴⁾。

鈴木治太郎の分析によると、大阪市における浮浪児

の IQ 分布は、大正末期から昭和 8、9 年頃までに行った大阪市内各地帯の児童を測定した IQ 分布に類似し、これは戦後の一般の日本児童に比して低位の知能の発達程度であることが明らかになった（大阪市社会部 1946b:16）。また、この浮浪児の IQ 分布は、「大阪市の周辺部にある筋肉労働者の密集生活をなす地帯の無選択児童に酷似している」（大阪市社会部 1946b:17）とする。戦争により出現した浮浪児は、その多くが比較的簡単な仕事（職工、仲仕、あんこふ等）の家庭から出ている者が多くとして、知能の低さを遺伝的な要因と結び付け述べる。さらに、「浮浪児の保護善導の終局の目標は、彼等個人個人に最も適切なる職業を與へ、彼等をして正しい独立の生活をなさしめ、以て社会に安定せしむるにある」（大阪市社会部 1946b:21）とし、鈴木は浮浪児への道徳教育の必要性を説く。浮浪児は不良行動や犯罪行為を起こしやすく、不良習慣がついているものが多いのである。よって、収容後、浮浪児の知能の診断や性格観察を行い、「浮浪児は、社会生活中に於ける悪行や犯罪の病者乃至保菌者と見做すべき者」（大阪市社会部 1946b:34）として、周囲の人たちへ浮浪児を収容することの正当性を得るための、保護対策の強化を図る必要性を説く。この調査以降、収容保護された児童は、一時保護所で知能検査などを原則受けることになった。

当時の日本の全国的動向として一時保護所は、「主要地方浮浪児等保護要綱」が通牒され保護対策が組織化されたことによって、児童の性格や心理、知能、健康等の検査を行うといった、「鑑別と云う技術的な手段が加へられた事によつて科学的な色彩が濃厚に盛られた」（大宮 1948:94）。しかし、「社会情勢、経済状況が日一日と悪化して行くに従つて、一般児童の不良性が問題となり、（不良児はやがて家出児として浮浪児の仲間入りをする。）（中略）浮浪児の保護のみに限定されず、一般児童の保護、更には児

14) 鈴木式知能測定法による知能率と学校教育可能程度との関係について、知能率が 70 から 89 は「不良智能児」、50 から 69 は「劣等智能児（精神薄弱）」、49 以下は「極メテ劣等智能児」であり特殊教育を要す者としている。

童福祉の全般に互つてのあらたな手段の必要が生じ、1947年8月11日児童福祉法案が国会に提出された」(大宮 1948:95-96)。浮浪児をめぐる保護問題は、一般児童の不良化の問題、つまり戦後の児童問題という大きな枠組みで考えるという仕方では、戦争が残した特殊な事情で存在する問題として扱われるというよりは、家出の多い児童の問題として扱われるようになった。それは浮浪児が一般児童に影響が及ぶことが危惧されるという意味において、異常な性格を持ちうる浮浪児の不良性を心理学の問題として扱われるようになったのである。

浮浪児問題で用いられた鑑別という手法は、大阪市においても浮浪児問題と重なる「異常児」の問題や「家出児」の問題の扱いを通して、性格を診断する道徳的な問題に用いられるようになる。次節では、こうした浮浪児の不良化の問題に直面する梅田厚生館での事例を取り上げる。

V 梅田厚生館の役割

梅田厚生館では「初期のころは市民相談所(市民案内所)の連続として直接館を訪ねるものもあったが、刑務所や拘置所あるいは警察関係の機関を通して送られてくるもの、福祉事務所や民生委員から送られてくる人たちを対象」(大阪市民生局 1983:327)とし、その共通点はいわゆる「浮浪者」であった。「個々の事情を調べ、相談指導だけでよい者には、適切な助言を与えるか、他の専門機関を紹介し、保護を必要とする者には、健康、心理検査をした後、旅費を与えて帰郷させるか、適当な施設へ送り込」(大阪社会事業史研究会編 1985:281)む役割を担っていた。保護された子どもを児童保護記録に記載し、鑑別の材料となる資料として用いたのである。本稿では、梅田厚生館での鑑別時の資料が少ないため、以下の児童保護記録2事例(少年14歳、女児2歳)を扱う(五十嵐 1985)。

児童保護記録には、調査員(堀という心理学者)と館長(五十嵐)と医師の印鑑が押されている(五十嵐 1985)。項目は、氏名、性別、生年月日、本籍地、前住地、養育者、(養育者の)続柄(養育者がいなければ「孤児」等と記載)、住所((例)大阪駅)、教育歴、健康状態(医師による記述)、保護経歴、浮浪原因である。また、本人の送致日、収容日、家庭状況、浮浪状況、鑑別所見を記入する欄がある。「鑑別所見」欄には、①「態度及行為」(話し方、姿勢、その他)という欄がある。例えば、ある少年(14歳)は「話し方はくどくどしい」「姿勢は常に身体を動かしそわそわしている」と記載され、ある女児(2歳)には記載がない。また知能指数は、この少年は82、2歳の女児は96と記してある。「本人について」欄には、①性格(外向/内向)、②習癖、③今後の指導方針をもとに、総合的所見として「外向/内向」の判断を記してある。例えば14歳の少年には内向に配当する項目が多く、習癖も当てはまる項目が多かったので、「長期保護観察を要する」と判断された。一方、2歳の女児は性格が快活であり、外向であると判断され、習癖は特にないので、「母と共に聖母病院に入院せしむ」と判断された。

梅田厚生館の保護記録(五十嵐 1985)によると、鑑別には、専門家が関与し、本人の特性を記述し、知能や性格の異常性を見極め、適当な施設へ移送していたことが分かる。また、幼女のように、知能的には問題がないが、家庭的に問題のある子どもも保護していた。

梅田厚生館の保護期間は、大人、子どもともに(規則は5日間であるが)現実には1週間から永くて10日であった。五十嵐は「厚生館では短期間に、精神訓練よりは、外面的な躰に重点をおいている」(五十嵐 1950:92)と述べる。この期間中に、心理テストが行われる。

こうした、浮浪児をめぐる保護問題は、浮浪と不良(あるいはそのどちらか)の子どもたち

の（性格の）異常性が行動として現れたとき、保護の対象となる。一時保護所は、こうした異常性を検知し収容保護する役割を担う。一時保護所の日々の実践の記録によると、一時保護所では知能を検査し、行動を観察し、収容保護するが、なかには「逃亡」を繰り返す、罪を犯す子どもも存在したことが分かる。浮浪の原因が、家や親のいない子どもであったが故の、子どもと向き合う五十嵐の献身的な態度は評価できる。しかし、五十嵐はこうした浮浪児に家庭環境の劣悪さを念頭に置いた指導を続ける過程で、浮浪児だけではない家庭的に問題のある一般児童も指導を行うことになった。そこで五十嵐は、知能指数だけで浮浪児の特性を把握するのではなく、逃亡などの行動面の異常を心理学の観点で捉えようとした。浮浪児を性格に異常のある子どもとして取り扱ったのである。梅田厚生館に保護を求めた推移（相談及び送致）は、1947年頃をピークに1951年には減少傾向にあった¹⁵⁾。

このように梅田厚生館では、浮浪の原因の変容により、五十嵐をはじめ、その時々には浮上する知能だけでは理解できない浮浪児をめぐる児童の保護問題の解消に尽力してきた。一方で、浮浪児を保護収容する過程で、浮浪児の特性を心理学の観点から記述してきたのである。よって、浮浪児の特性を規定するために、性格の異常性の有無を判断し、そこに心理学の技法を用いることで、児童の不良性を心理学の観点で分析し、浮浪児だけではなく不良化しつつある児童の行動問題を心理化させて捉えることができるようになったと言える。

VI おわりに

本稿では、先行研究で明らかにされてこなかった、浮浪児対策に心理学がどのように影響してきたのかを、戦後の大阪市の取り組みをもとに論じてきた。そのなかで、知能や行動を分析する心理学の技法が保護対策に用いられたことで、浮浪児の特性が位置づけられた。

大阪市では浮浪児の性質や素行の異常性は、戦争という状況の異常による影響は限定的であり、浮浪児調査などをするなかで、もともとの気質に由来すると考えられるようになってきた。例えば、逃亡を繰り返すという行動の異常である。鈴木による分析は、大阪市における浮浪児の知能発達の低さを示したものであり、大正期の一般児童との類似点を見出し、遺伝的な要因が大きいことを示したものであった。また性格に問題のある浮浪児への道徳教育の必要性を説いたのであった。その結果、浮浪児の知能や行動の異常性は「もともとの性格」と考えられるようになり、もともとの性格に起因するものなのか、純粹に状況に起因するものかを判別するために知能検査などの心理学の技法が一時保護所で用いられるようになっていったことが明らかとなった。そのなかで一時保護所は、浮浪児の性格が異常か否かを判別する機能をもつ鑑別を行う重要な役割であったことが分かる。

土屋（2014）によると、こうした鈴木の子どもの浮浪児への知能検査に代表される児童精神医学的検査は、「戦後における児童の施設保護が劇的に進展する中で、個々の児童の特質を鑑別し、適切な施設へと振り分けながら施設保護するために必須であるところの媒介的役割を担っていく」（土屋 2014:90）ことになる。本論が明らかにしたのは、一時保護所が浮浪児の特性を識別する際、「異常児」の行動特性を参照し、その中で浮浪児に性格異常を見出すこと、つまり浮浪児を「異常児」として扱い、それに対応した施設へ収

15) 梅田厚生館の相談及び装置件数の取り扱い件数は、1947年10111件であったものが、それ以降減少する。1951年には6118件である（塚原1955）。

容する機能を持っていた、ということであった。

このように浮浪児をめぐる保護問題で使われた鑑別という手法は、浮浪児をめぐる問題と重なる「異常児」の問題を取り扱うことを通して、後の性格の異常性を診断する児童相談所や教育相談へと引き継がれていく。しかし、その経緯には今後もっと詳しく検討する必要がある、今後の課題としたい。

◆参考文献及び引用文献

- 五十嵐兼次 (1950) 戦後記録 鳴りひびく愛の鐘. 大阪書籍.
- 五十嵐兼次 (1986) 梅田厚生館 2—あの鐘の音はいつまでも—.
- 岩永公成 (2002) 占領初期のPHWの児童福祉政策構想：厚生省児童局の設置過程を通して. 社会福祉学, 42 (2), 1-10.
- 大阪市広報 (1945) 大阪市広報昭和二十年六月一日 号外第十号.
- 大阪市広報 (1946) 大阪市広報昭和二十一年十二月一日 第二千三百六十六号.
- 大阪市広報 (1947) 大阪市広報昭和二十二年四月一日 号外第八号ノ二.
- 大阪市事務局 (編) (1982) 大阪市の会史 第25巻. 大阪市事務局.
- 大阪市社会部 (1946a) 社会部報告第3号 浮浪児調査報告. 大阪市社会部.
- 大阪市社会部 (1946b) 社会部報告第7号 浮浪児の智能検査報告. 大阪市社会部.
- 大阪市民生局 (1983) 大阪市民生事業史. 大阪市民生局.
- 大阪社会事業史研究会編 (1985) 弓は折れず——中村

三徳と大阪の社会事業——. 大阪社会事業史研究会.

- 大宮録郎 (1948) 浮浪児の保護と指導. 中和書院.
- 加藤俊二 (2016) 児童相談所70年の歴史と児童相談——“歴史の希望としての児童”の支援の探究——. 明石書店.
- 河野通雄 (1947) 親なき子. 明和書院.
- 北河賢三 (2006) 戦後日本の戦争孤児と浮浪児. 民族史研究, 71, 27-43.
- 小泉亜紀 (2016) 明治期から昭和戦後期までの日本における児童養護実践自立事例の検討：福田会育児院における修業・独立退院・就職事例を通して. 社会科学年報 (専修大学), 50, 123-150.
- 竹田俊雄 (1948) 浮浪児の問題. 社会事業, 31 (1), 1-6.
- 塚原徳應 (1955) 収容保護事業十年の歩み. 大阪市立梅田厚生館.
- 土屋敦 (2014) はじき出された子どもたち：社会的養護児童と「家族」概念の歴史社会学. 勁草書房.
- 西野孝 (2013) 浮浪者 (児) の心に響け, 『愛の鐘』. 大阪における社会福祉の歴史Ⅳ, 3-14.
- 藤井常文 (2016) 戦争孤児と戦後児童保護の歴史——台場, 八丈島に「島流し」にされた子どもたち——. 明石書店.
- 逸見勝亮 (1994) 第二次世界大戦後の日本における浮浪児・戦災孤児の歴史. 日本の教育史学：教育史学紀要, 37, 99-115.
- 山口春子 (1985) 戦後混乱期の養護施設 (研究ノート・戦後社会福祉施設の研究). 人文学報 社会福祉学, 1, 231-250.

(受稿日：2018. 12. 3)

(受理日 [査読実施後]：2019. 10. 16)

Original Article

The Issue of Post-war Homeless Children:
A Focus on the Survey and Classification of
Osaka's Street Children at the Umeda Koseikan

HORI Motoki

(Graduate School of Core Ethics and Frontier Sciences, Ritsumeikan University)

Child protection measures taken in Japan after the war mandated that street children in large cities were to be temporarily placed under protective custody before being classified into groups and sent to appropriate facilities. It was hoped that such measures would put an end to the urban problem of homeless children. This paper aims to focus on the role played by juvenile classification in the above process in order to elucidate the connections between post-war child protection efforts and the discipline of psychology. In doing so, this paper will examine the measures taken by Osaka to protect its street children before the implementation of the Child Welfare Act in 1947. It was originally thought that atypical situations such as war led to children being left homeless. However, a survey by Osaka on its street children found that anomalous circumstances like war exert limited effects on the numbers of urban homeless children and reported aberrant behavior and deviant personalities in street children. Since this survey was conducted, it has been believed that the innate personalities of the children caused their homeless circumstances. Given this understanding, Osaka referred the homeless minors to the Umeda Koseikan to conduct a study that used psychological techniques to determine the intelligence and personalities of street children and to ascertain whether the children became homeless due to their innate personalities or genuinely because of war. By studying the post-war efforts of Osaka to classify its street children, the present study contributes to resolving the issue of homeless urban children.

Key Words : street children, Osaka Umeda Koseikan, children with atypical personalities

RITSUMEIKAN JOURNAL OF HUMAN SCIENCES, No.40, 45-57, 2019.
